タウンミーティング議事録

1　日　　時

平成２９年１２月２３日（土）

午後１時３０分から３時まで

2　場　　所

おおたかの森センター　ホール

3　来場者数

６９名

4　質疑回答

裏面のとおり

Q　市民

学童クラブについて、公設民営型の整備を基本としつつ民設民営型の施設の整備も行うと聞きましたが、就労状況を考えると、現在の学童の形態では対応しきれないと考えます。社会福祉法人以外の民間学童等を活用して学校以外にも学童を設置するよう検討をお願いします。

おおたかの森の学童クラブは、今後４００人規模の増設を行うと聞いていますが、このような大規模学童は非常時の対応など今後かなりの不安を覚えますが、実際に同規模の学童が全国にあるのか、どのように運営するのか、市の意見を伺いたいと思います。

A　市

流山市は、中部地区・南部地区を中心に児童数が急増しており、学童クラブを含めた様々な施設の整備が最重要課題であると認識しています。

民設民営型の学童クラブはこのような状況に対する手段のひとつとして設置しますが、市の放課後児童健全育成事業として公設学童クラブと同じ条件で実施します。民設民営型の学童クラブの整備計画は、今後、ホームページ等を通じて皆さまにお知らせしてまいります。

また、おおたかの森小学校に整備予定の学童クラブについては、４０人規模を１０単位とする最大４００人規模を想定しています。条例等に基づき支援員と補助員が配置され適正な指導や支援を行う予定ですが、関係機関や指定管理者等の現場の意見も聞きながら、保育の質を確保できるように整備を進めたいと思います。

Q　市民

おおたかの森の超過大規模校において、教育の質を下げずに、どのように教育課程を進めて行くのか市の考えを聞かせてください。

学校の運営を現実的に考えると、各学年４学級、計２４学級を超えた場合、施設や設備に工夫がなされない限りは学校運営に支障が出ます。超過大規模校の４８学級はその２倍です。全ての教材、教具及び設備が２倍にならないのであれば、必ず質の低下が起きると思われます。

大きく２点の要望を述べます。

１つめは、普通教室だけでなく、特別教室や教具の確保など、実際の環境や設備を増やしてください。運動場については、キッコーマンアリ

ーナや小グラウンド横の多目的広場を運動場として自由に利用できるようにすることは必須だと思います。また、空き地や開拓できる土地を確保して環境を整備してください。

２つめは、専科の教員を増員してください。また、５・６年生からの分校や運動会等の学校行事の２部制などの画期的な取り組みを実施してなんとかこの異常な状態を切り抜けなければなりません。対応を現場に投げるのだけは絶対にやめていただきたい。市にアイデアや人手が不足しているのであれば、民間企業に入ってもらい、マネジメントや他の超過大規模校の運営ノウハウを指導する立場の指揮者、運営に関わる特別プロジェクトチームの立ち上げが必要なのではないかと思います。

特別教室や運動場の確保については市もある程度検討中のことと思いますが、具体的にいつ、その設備を整える計画があるのか期日を示してください。

A　市

学級数が増えれば教室が足りなくなるのはご指摘のとおりです。対策について、物理的に厳しい部分と工夫により解決できる部分があるかと思いますが、物理的な部分、特に特別教室については施設の面積や配置状況を鑑みながら配置を考えなければならないと考えます。

運動場については、多目的広場の使用には制約がありますので、どのような課題をクリアすれば使用できるかなど交渉する時間をいただきたいと思います。

専科の教員は、学校の規模に応じて２倍に増員しても不足するのではないかと考えています。学校は人の手によって運営しています。市の負担は伴うかもしれませんが、増員について話を進めています。専門性の高い教職員としてどのような職員を配置するのかについては、比較的柔軟に動けるのではないかと思います。

プロジェクトチームの設置については、他校の事例を視察しておりますが、民間の専門的な知見を導入すべく研修を実施しているそうです。新設校についてもそれらの手法の検証を行い、校長のガバナンスも含め運営について検討したいと思います。

設備計画の期日については、すぐに回答できる部分とできない部分がございますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

Q　市民

先日のタウンミーティングにおいて、流山市における手話言語等条例の制定に向けて、市長から前向きな回答をいただきましたが、行政側としてどのように進めておられますか。デフ協会では、これまでに１１回の検討委員会を開催し、条例に取り入れてほしい内容を煮詰めました。聴覚障害者が日頃困っている内容について集約したものを来週市役所に提出しますので、一緒に条例づくりを進めていただければと思います。

A　市

この条例の主旨と理念については賛同しています。実際に運営していく上で解決すべき課題がありますので、デフ協会からいただくご提案を踏まえて協議を行うと共に、条例づくりを進めたいと思います。

Q　市民

東洋一の物流地帯が新川耕地に整備されると聞きましたが、江戸川台の西側から新川耕地にかけての住宅地にかなり大きな影響があると思われます。業務用トラックのほか、小さなトラックや通勤者による交通や騒音の問題などが挙げられますが、ほとんどの住民にはまだ知らされていません。市としてどのように考えているのでしょうか。

また、早いうちに行政が仲立ちとなって住民と事業者と交えた３者による状況説明と協議の場を設けてください。

A　市

物流施設のトラックは住宅街を通らず、県道から旧有料道路を通って物流施設に入ることを前提としています。また、従業員等の通勤経路はテナントによりますが、住宅街を通らないように事業者から指導するよう呼びかけたいと思います。

事業者による住民への説明会については、今後、富士見台北団地の計画が上がってきますので、まちづくり条例に基づき開催する予定です。ただし、この参加者は一定範囲の方々に限定されますので、皆さまのご意見がありましたら、別途、住民の方と事業者を交えた説明会を開催するよう検討したいと思います。

A　市

１点補足しますと、通勤用の自動車が住宅街に入ることは規制できませんので、事業者に対して指導することが精一杯です。

ただし、物流施設付近の道路を幅１５ｍに拡幅し、トラックや小分けの車は原則として旧有料道路から出入りするように経路を限定します。地域の方々に極力ご迷惑をおかけしないように強く指導していきたいと思います。

A　市

事業者のテナントが決まらないと人数も車の台数もわかりませんが、それから協議したのでは遅いと考えています。

流山インターチェンジの近くに建設中の第２物流と工業団地の南側の第３物流については、地域の方々から都市計画部に懸案事項を上げていただいて、それに基づき事業者を指導するほうが現実的ですので、ご協力をお願いします。

Q　市民

旧日光街道の付近に住んでいます。来年３月には５階建のビルが建つと聞き、ＵＲに日光街道を塞いでは困ると伝えたが、現在は行き止まりになってしまい、車が迷い込んできて危険な状態です。何か対応を考えてください。

また、流山おおたかの森駅の西口と北口の整備状況と完成予定について教えてください。

A　市

都市軸道路の開通により旧日光街道が分断され、都市計画道路を通るよう案内していますが、旧日光街道が通れると思って進入する車があります。看板等の設置は行っていますが、ＵＲと協議しながら誘導方法を改めて検討したいと思います。

流山おおたかの森駅西口の工場は、大堀川付近に移転する予定です。来年の年明けから引越しが始まりますが、３月頃に終わり、解体され、ＵＲの整備が入り、年内には全ての工程が完了する予定です。

流山おおたかの森駅北口については、現在、音響に配慮した多目的ホールと、市民窓口センターというおおたかの森出張所と同等の施設が、ひとつの公共施設として建設されています。市民窓口センターの開館は平成３１年３月、多目的ホールは同年４月を予定しています。さらに、その北側には集合住宅棟を建設しており、平成３２年３月に完成する予定です。

Q　市民

大畔地区の新設小学校について、市に即時実施してほしいのですが、小中学校の配置に関する基本方針の計画を平成３０年度中に策定して、ホームページに公表してください。

１つめの理由は、１２月１６日開催の新設小学校の説明会において、「平成３４年度に中学校の教室が不足するため新設を検討する」という説明がありましたが、あと４年しかありません。残り４年しかないのにいまだに検討段階です。新設小学校の設計と建設に４年間かかると聞いているので、中学校がこの段階で検討段階というのは、著しく遅れていると言わざるを得ません。説明会で「新設小学校の通学区域を決めないと中学校の建設の検討ができない」と述べられましたが、小学校の通学区域として検討中の複数のパターンを前提とした上で、中学校を新設した場合の生徒数や学級数を想定すればよいのであって、説明になっていません。

また、小学校の鉄筋コンクリートは４０年５０年、場合によっては１００年と長期間使用することを想定していると思いますが、建物のライフサイクルコストの点から最も低額な投資額を検討するためにはかなりの期間が必要です。一部の自治体では、学校の統廃合が問題となっており、廃校後に防災拠点や介護施設に転用する例もあります。遠い将来を見越した検討が必要です。しかし、現段階では教室不足が生じないように開校を急ぐしかなく、ライフサイクルコストの検討を行うための十分な時間が確保できるとはとても考えられません。また短期間で設計と施行を委託すると、契約金額が高騰する可能性が高いです。長期的な視点から小中学校の配置計画を策定して公表しなければならないと考えます。

２つ目の理由は、過大規模校を４８学級とする根拠に合理性がみられ

ないということです。まず、先日の説明会において、過大規模校の前例として神戸市の小学校を述べられていましたが、この学校は平成２６年度に別の小学校に分校したため現在では児童数１，０００人を切っています。４０学級を超えたのは２か年しかなく、前例として挙げる理由にはなりません。

また、文部科学省から公立小中学校の適正規模と適正配置に関する手引きが出ています。この手引きでは、３１学級以上を過大規模校と定義した上で、過大規模校の新増築事業については、分離・新設・通学区域の調整等、適正規模か十分に検討した上でやむを得ない場合に限り国庫負担の対象になるとあります。つまり限定された理由で過大規模校が認められますが、先日の説明会の説明によれば、新設校を建設したところで、平成３５年度には新設小学校３５学級、おおたかの森小学校５１学級、小山小学校４８学級、八木北小学校４０学級と、過大規模校が４校も出現してしまいます。児童数のピークは平成４０年度まで続くと聞いており、神戸市の小学校のように２、３年で解消するような状況ではありません。このような状況下で新設校を建設するのは、文科省の手引きに示された適正規模化のための方策が十分に検討されているとはとても考えられません。

さらに、市は４８学級の対策として人的な整備をできる限り行うとしていますが、それは一時的に児童や生徒が増加したやむを得ない場合に実施すべき政策であり、特別教室や体育館での授業やクラブ活動に支障が出ることが容易に予想されます。市の教育委員会は「学校現場において課題が生じた場合は、現場の声に耳を傾けてその都度適切な対策を講じる」と言っていますが、はっきり言って中学校の新設がこの時点においてなお検討段階に過ぎないという教育委員会の職員に対応できるとはとても思えません。仮に対応できたとしても「その都度対策を講じる」のでは遅すぎますし、根本から誤った対応方法であると思われます。

加えて、現在は先生の過重労働が社会的な問題となっていますが、このような施策を実施することは、本来避けられるはずの余計な負担を先生たちに課すものであると考えます。市の教育委員会は「流山市の今の教育力からすれば４８学級の学校が複数できても対応できる」言っていますが、流山市の小中学校が４０学級を超えたという例は、昭和５０年代に数えるほどしかなく、現役の先生の中で経験された方は数少ないと

思います。特に４８学級を擁する学校が複数できるのは流山市初のことであり、乗り切るために十分な教師力や校長のガバナンス力があるとは思えませんし、仮にあったところで先生方の負担が過重になります。より大事なことである「児童や生徒ひとりひとりに目を向けて親身になって育てること」に力を注ぐことが大切であり、いたずらに教師の負担を増やすことが容易に予想される施策に合理的な理由があるとはとても思えません。

さらに、文部科学省の手引きには４人の大学教授が作成に協力しており、いずれも学校教育に関する豊富な知見を有する方のようです。そのような文部科学省の手引きの使い方とは異なる流山の考え方には、学校教育上の論理的な知見に裏打ちされた合理性があるとは考えられません。昨日、文部科学省が平成２９年度学校基本調査を公表していますが、全国の公立小学校１９，６２８校のうち、４８学級以上あるのは鹿児島県に１校、５０学級があるだけです。

このような致命的な失策をこれ以上繰り返さず、これ以上傷口を広げないために、適正配置の計画の策定と公表が必要です。

３つ目の理由は、柏市とつくば市は、つくばエクスプレスの沿線において流山市と同じように人口が増加していますが、両市とも小中学校の適正配置に関する基本方針を策定しています。流山市は適正配置に関する計画を策定していないことについて、児童・生徒の推計値が６年分しかないことを理由に挙げていますが、より先の推計値を出せばよいことであって理由にはなりません。以降の推計は実績との乖離が大きいため難しいと言いますが、考え方が逆です。実績との乖離が大きいからこそ、どのように対応すべきか考えＰＤＣＡのサイクルで次に生かすことが大事です。手を動かすことを惜しまずに配置計画を策定してください。

Ａ　市

小中学校の整備計画を作るべきという提案については、まさにその通りです。少なくとも、年次を空けずに大畔地区に中学校を整備していくということで来年度予算にしかるべき費用を盛り込んでいきたい、ご提言に沿ってなるべくご迷惑をおかけしないようにしたいと思います。

教育委員会では４８学級を最大規模と考えていますが、児童推計はマンションと戸建住宅が全てできあがった状態を推計しているほか、文科

省からは３年先までしか負担金が交付できない中で６年先まで見越しているということです。さらに先を推計することは、推計の推計の推計になり「たられば」の話になりますので実施しません。

保育所の待機児童は残念ながら発生していますが、学校の待機生徒というものは、学校教育上、絶対に発生させられません。どのように教育の質を守りつつ施設整備を行うか、４８学級になろうが５０学級になろうが、待機を発生させないことが市の責務です。あとは、人的対応について、市の教育委員会と、教職員人事を持っている県の教育委員会が力を合わせて、いかに整備していくかということです。

過去の問題についての私見は、本日は差し控えます。

Q　市民

先般、新設小学校の学区割の件で、市長に要望書を提出しました。本日は改めて要望書をお渡ししますが、この場ではマンションの住民アンケートの結果をお伝えします。

先日の説明会において示された新しい学区の具体案をふまえ、その是非を問うアンケートを実施したところ、大半の方から「受け入れがたい」という声がありました。その中には「流山市で、この街で子育てをしたい」とあえて移り住んできた方も多く、期待をもって来たのにあまりに理不尽だという方もいました。そういった声が上がっていることをお伝えしたいと思います。

中には「容認する」という方もいらっしゃいますが、新設小学校の件についてどのように考えているのか、率直な話を聞きたいと思います。

A　市

この度の新設校の建設と学区の変更については様々なご意見をいただいており、「受け入れがたい」「受け入れてもよい」と、色々な方がいらっしゃいますが、それぞれのご意見を真摯に受け止めたいと思います。

また、来年１月１日時点における最新の常住人口と区画整理状況を元に、児童数の推計値と想定地を更新します。最新のデータを元に更なる精査を行い、既存の小学校にどれだけの余裕が見込めるのか見極めながら、皆さまのご意見を可能な限り反映できるようにしていきたいと思います。

今後、通学区域審議会において検討を行い、年度内に最終案が整う予定です。

Q　市民

南流山の歩道橋が老朽しており、７月のタウンミーティングにおいて市長に改善を要求しましたが、結局改善されたのは１２月でした。それまでの間は毎日子どもが通学しており、歩道橋の排水路が腐食して鉄板が落下するなど非常に危険な状況にありました。

市に申し出ると「すぐ治しましょう」とのことで動いてくれましたが当初の要求から５ヶ月もの期間を要しており、市の対応は粗末だと思います。納得がいきませんので、本件の経過報告をお願いします。

A　市

早期の対応を図ったものの、天候上の理由により養生が思うようにいかなかったという報告は受けております。しかし、対応が遅れたことは事実でございますので、それについては深くお詫び申し上げます。

自治会への報告については、日程等を調整のうえ対応させていただきます。

Q　市民

自治会への報告については、我々も早めに実施してほしいと思っています。

A　市

状況を確認のうえ改めて連絡させていただきます。

Q　市民

私たちの地域には新築の家が多く建設されていますが、一方で、空き家の問題や、住宅、団地の老朽化などの問題を抱えています。開発業者と組んで建て替えを誘発するなど、今ある資源を有効活用するような仕掛けができないでしょうか。

空き家に入居する方の建て替え費用を助成したり、大きい団地と小さい団地の住み替えの誘発などを実施してもらえないでしょうか。

Q　市民

補足します。

小田急ハイツは２０棟５４３戸あり、市内で一番大きな団地ですが、築４３年のため大規模な修繕を行う予定です。現在の空き部屋を、新川耕地の物流施設に勤める従業員の住宅にできればと考えています。

A　市

物流施設の正規雇用の方には、江戸川台付近に家を探している方や、賃貸に興味のある方が増えていると聞いています。

家の所有者はいるものの、そこに住んでおらず、かつ住む予定もないものを空き家と呼びます。住人が長期入院をしている場合など、人が戻る予定のある物件は、近所の人には空き家に見えて実際は空き家として認定できないものが多くあり、売りにも賃貸にも出されず市場に出ない状態にあります。

流山の場合は物件を賃貸や分譲に出せば、値段にもよりますがかなりスムースに売れる、または借り手がつく状況です。需要と供給が活発に行われていますので、補助金を出すことは考えていません。

自治会でも「売りましょう」「貸しましょう」というＰＲを行って、実質の空き部屋を減らせるよう活動していただければと思います。

【補　足】

流山市には、住みやすい住宅へ住み替えたいシニア世代や、中古住宅を思い通りにリノベーションしたい子育て世代を支援する制度があります。

http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001891/1001892/1001928.html

Q　市民

物流施設に関わらず企業誘致の一環として、市内に転入する方の費用を一部助成することはできませんか。

A　市

流山市は年間約１万人の方が転入され、約６千人の方が転出します。人口減少の自治体では（定住促進策として）助成を行ってますが、流山

市の場合は考えておりません。

空き家を増やさないために、自治会から所有者に対して部屋の売却や賃貸を促して、資産価値が下がらないようにしていただければと思います。

Q　市民

新設小学校への転校を余儀なくされる子どもたちの心情を十分に配慮してほしいと思います。

新設小学校の説明会では、子どもたちの通学路の安全対策についてはボランティアや地域の方の交通誘導にゆだねざるを得ないという印象を受けました。新設小学校は駅から離れています。保護者が駐車場も無い場所に立って交通誘導をして、戻って職場に行くというのは現実的ではありません。都内に勤める人もたくさんいます。

また、学区を決定する前に再度説明会を開催する予定はありますか。先日の質問が反映されたのか、反映されないとしたらどのような理由なのか、説明していただく場はありますか。

A　市

新設小学校の通学路の安全対策については、来年３月までに方向性をお示ししたいと思います。

共働きの子育て世代が増えていますので、保護者の方々にだけお願いするのは現実的ではありません。また、自治会など以前からお住まいの方々にだけお願いするのも無理だと思います。保護者、自治会をはじめ防犯・交通関係の市民団体にもお願いをして、安全対策を図っていきたいと思います。

なお、ハード面の対策として陸橋や地下道を作るという意見もありますが、それが安全とは限らず、人の手でカバーしていくのが理想です。地域全体の力を借りて持続可能な体制を整えたいと思います。

A　市

新設小学校の説明会において、通学区域の案に対する多くのご意見やご叱責をいただきました。今後、皆さまのご意見をどれだけ受け入れることが可能なのか、最新の児童数の推計値・想定値を元に検討を進め、

１月の通学区域審議会において協議させていただきます。

お子さまの転校には、友人関係・学校生活・地域コミュニティなどの様々な影響が生じることを我々も十分承知しています。可能な限り子どもの視点に立って通学の検討を進めたいと思います。

次の説明会を開催する計画は今のところありませんが、ご意見を踏まえて検討したいと思います。

Q　市民

現在、地域包括支援センターは市内の２中学校区ごとに４箇所あり、おおたかの森小学校の学区は中部地域の包括支援センターが管轄しています。この地域は高齢者の割合が少なく従来のコミュニティ活動を行うことが難しい状況ですので、この地域にセンターをひとつ増やしてください。

A　市

次期の総合計画において地域割を変更する予定はありませんが、子育て、高齢者、障害者の支援に関する諸計画においては柔軟に対応したいと思います。

地域包括支援センターについては、高齢者の人口や介護認定の比率を元に、再来年頃には４箇所から５箇所に増やそうという議論を進めています。今しばらくお時間をいただきたいと思います。

Q　市民

４、５年前から学校がパンクするという懸念がありました。当時「つくば市のような状況を繰り返さないでほしい」と市に申し出たところ、「ちゃんとやっている」と回答されて安心していたら、このような状況になってしまいました。もう少ししっかりしてください。

小学生の荷物が増えており、絵の具のついた筆などを学校で洗えない（ため持ちかえらければならない）と聞いていますが、改善できないでしょうか。習字を習っている子はその都度セットを持ち帰らなければならず、かわいそうです。

また、市長は学区の問題を教育委員会に丸投げせず、ご自身において説得してほしいです。我々にとって肝心なのは市長であって、副市長や

教育長ではありません。そのことは忘れないでください。

A　市

ランドセルは軽くて９８０ｇ、標準的なもので１，２００ｇ程度あり教科書等を入れると３ｋｇを超える場合もあります。さらに両手に絵の具や習字道具を持つと、重量以前に、教職員が見ておかしいと思わないのかと感じます。

荷物を学校に留め置くことができるようにしたり、学期末に一度に持ち帰ることのないよう事前に少しずつ持たせたりすることは、教育以前に大人としての配慮だと思います。教職員に指導しなくても臨機応変に対応できるような体制にしたいと思います。

A　市

土地利用や開発の状況については、市と教育委員会においてデータを付き合わせながら精査しておりますし、私も大いに関わっていますので叱咤激励を受け止めて努力してまいります。

Q　市民

総務省のホームページを見たところ、流山市は人口規模の近い自治体の中で最も市職員の数が少ないと知りました。

小学校の件など市の対応に遅れがみられる状況を考えると、市職員も手一杯なのかなという印象です。職員の数を増やす予定はありますか。また新卒採用は即戦力として難しいと思いますので、中途採用を行うという考えはありますか。

A　市

総務省は「歳出額に対する人件費率」という統計をとっていますが、流山市は独自に「市税収入額に対する人件費率」という実践的なデータを算出しており、他市と比較した情報を発表しています。

私が就任した翌年は、この市税収入に対する人件費率は５２．５％でした。これは民間企業でしたら倒産していますし、当時は「職員数が多い」というご意見もいただいておりましたが、現在では３２％程度まで下げています。このため、従来よりも市職員がフル稼働していることは

事実ですが、基本的には「どのような働き方をするか」ということが大切だと考えています。

また、流山市の人口は１０年後にピークアウトします。正規職員を雇用すると新卒の場合は３８年間働くこととなりますが、４０年後は確実に人口が減少しているはずであり、市税収入の４割・５割も人件費にかけるような状況は避けなければなりません。市職員の頭数がどうしても必要なサービスについては職員を増やさなければなりませんが、外部委託や指定管理者、ＮＰＯ団体などと協力しながら、将来の負担にならない職員数で現状を乗り越えるべく努力しています。

Q　市民

流山市は子育て世代が増えて活気のある街になっていますが、学校の整備体制が追いついておらず、もっと大きな問題になっています。最近も都内に「母になるなら、流山市。」の広告を出しているようですが、市外の人々に対するＰＲは一旦控えるべきではないでしょうか。

「母になるなら、流山市。」は、市内の我々に対して充実していただきたい。特に学校教育関係は、予算配分も含めて子どもの環境を守るほうに振り分けてほしいです。

A　市

おおたかの森や南流山周辺の区画整理は収束に近づいておりますが、運動公園やセントラルパーク駅周辺はこれから区画整理が始まります。ご指摘のように住民誘致をやめてしまいこれらが売れ残ると、何十億、何百億という単位で流山市にマイナスとなり政策が滞りますので、市のＰＲは続けるべきです。

学校教育については現在の課題にきちんと対応することが重要であり、何かをやめて他を充足するものではないと考えています。特に学区や学童など、教育の「質」の問題をどのようにフォローするかが焦点であり今後も努力していきたいと思います。

Q　市民

２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックの経済対策として、ＬＥＤ電球と５Ｇが始まると聞きましたが、ドコモ、ａｕ、ソフトバン

クはサービスの開始が２０２０年頃だと言われています。市民には何の情報もありませんが、流山市に情報はきていますか？

A　市

今仰った情報は、流山市には来ておりません。今後、総務省から発表されるかと思います。

Q　市民

最近、法令でも水銀灯の対策強化が図られていると思います。自治会のＬＥＤ化は進んでいますが、小学校ではほとんど進んでいないようです。どのように対応していますか。

また、東深井中学校の１年生が３８名学級になっており、教育環境が悪く感じます。どのように考えていますか。

A　市

学校のＬＥＤ化については、公共施設の総合管理計画等に基づく学校の大規模改修工事に合わせて対応が計られる予定です。

【補　足】

平成 30 年度、ESCO 事業により市内の小中学校の教室及び体育館等を一斉に LED 化する予定です。

A　市

流山市では１０年ほど前から小学校の耐震化を進め、ここ４、５年はエアコンの設置を行いました。優先順位をつけて対応する中で、今後は老朽化施設の対応としてＬＥＤ化を進めていきたいと考えています。

A　市

現在は昔より広い机を導入しておりますので、教室が狭く感じることはあるかと思います。また、千葉県の規則において１学級あたり３５名までと定められており、ご指摘のような状況は一時的なものと考えられますが、状況を確認したいと思います。

Q　市民

タウンミーティングには大勢の方が来ているわけですから、皆さんに発言の機会が与えられるように考えてください。

広報ながれやま１２月２１日号に「特別職の報酬等の状況」という欄がありました。（市長と副市長しか掲載されていませんが）特別職とはどのような人ですか。本日、特別職が来ていないというのはどういうことでしょうか。

A　市

特別職とは、法的には地方自治法において、または議会の同意を得て選ばれる職員を指し、市職員（市長部局）では市長及び副市長の２名が該当します。

今後は法改正により教育長も特別職となります。また、市職員以外では市議会議員が特別職となります。

この規定は、全国の市町村において同じ取り扱いでございます。